



東海村以外の市区町村で行う 不在者投票の方法

手続をする人	手続の内容	送致又は請求方法
有権者の方	東海村選挙管理委員会に対して、宣誓書(投票用紙等請求書)を右のいずれかの方法により請求してください。 ※ ご本人様でなくても、宣誓書の交付は受けられます。 ※ 選挙の告示日前でも請求可能です。	村選管の窓口、電話、FAX ※ 村公式ホームページからもダウンロードできます。
↓	↓ ↓ ↓	
(東海村選管)	宣誓書を右のいずれかの方法により配布します。	村選管の窓口、FAX、郵送 電子メール
↓	↓ ↓ ↓	
有権者の方	受領した宣誓書にご自分で必要事項をご記入の上、東海村選挙管理委員会まで右のいずれかの方法により提出してください。 ※ ご本人様の連絡先電話番号(携帯電話をお持ちの方は、その番号)を記載してください。 ※ 選挙の告示日前でも提出可能です。	村選管の窓口、郵送 ※ 電子メール、FAXでの提出はできません。
↓	↓ ↓ ↓	
(東海村選管)	投票用紙と必要書類を右のいずれかの方法により交付します。	村選管の窓口、郵送
↓	↓ ↓ ↓	
有権者の方	郵送された、又は窓口で受け取った投票用紙と必要書類をそのまま滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票してください。 注1) 事前に自宅等で投票用紙に記入してはいけません。無効になります。 注2) 不在者投票証明書は封筒に封入されています。これは、絶対に開封しないでください。 注3) 投票した投票用紙は、投票した市区町村選挙管理委員会から東海村に郵送で送られます。その郵送には時間がかかるので、早めに投票して下さい。 注4) 不在者投票をしなかった場合は、郵送された、又は窓口で受け取った投票用紙を東海村選挙管理委員会に返還してください。	滞在先の市区町村選挙管理委員会の窓口
↓	↓ ↓ ↓	
(現在お住まいの選挙管理委員会)	現在お住まいの市区町村選挙管理委員会から東海村選挙管理委員会に投票用紙が郵送されます。	—

